基 安 労 発 第 1 0 2 4 0 0 1 号 平 成 1 8 年 1 0 月 2 4 日

都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 (公印省略)

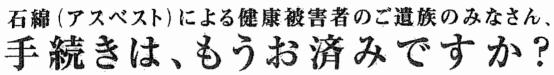
石綿特別健康診断事業に係る新聞広告への対応について

標記事業については、平成18年8月31日付け基安労発第0831003号「「石綿業務に従事した離職者に対する特別健康診断事業」に係る広報について」及び平成18年10月3日付け基安労発第1003001号「石綿作業に従事した離職者に対する特別健康診断事業に係る記者発表について」により、広報の指示を出したところである。

今般、当局労災補償部において、「石綿による健康被害の救済に係る法律」の周知のための新聞 広告掲載 (別添参照) に伴い、標記事業に係る広報の一文も加えることとなったので通知する。

なお、当該広告は朝日(10月31日)、毎日(10月30日)、読売(10月31日)、日経(10月31日)及び産経(10月30日)の全国紙並びに週刊朝日(11月7日)、週刊文春(11月9日)及び週刊新潮(11月9日)の週刊誌へ掲載するものである(括弧内は掲載日。ただし、全国紙について掲載予定日である。)。

ついては、同事業に係る問い合わせ等が都道府県労働局及び労働基準監督署へ寄せられることが 予想されるので、実施健康診断機関を紹介する等、適切な対応をお願いする。



「石綿による健康被害の救済に関する法律」(石綿救済法)に定められた特別遺族給付金は請求期限があります。

石柳枝漬法に基づく

特別遺族給付金の請求は、

朝期制名的经验的第27/13日的现在分

平成13年3月26日以前に石綿による疾病で死亡された労働者のご遺族で時効により労災保険給付を受ける権利が消滅した方は、特別遺族給付金が支給されます。また、特別遺族給付金は、平成21年3月28日以降は請求できません。

労災保険法に扱う

遺族補償給付の請求の時効は、

5萬間夜前

まずは、 ご相談

平成13年3月27日以降に石綿による疾病で死亡された労働者のご遺族は、 労災保険法による遺族補償給付が支給されます。また、死亡した日の翌日 から請求手続きを行わないで5年間経過した場合には、時効により遺族補 債給付を受けることはできません。

※この場合、特別遺族給付金も支給されないので、十分に注意して下さい。

16の請求手続などのご指数は、報道府風労動局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

過去に石綿繋務に従事し、倒産等の理由により事業者の実施する健康診断を受診できない退験者に対し無料で健康診断を実施します。 受付期間: 平成18年11月1日(水)~11月17日(金) 問い合わせ先:全国労働衛生団体連合会 TEL03-5442-5934